

霧島市防災会議条例の一部改正について

霧島市防災会議条例の一部を次のように改正する。

平成30年6月12日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市防災会議条例の一部を改正する条例

霧島市防災会議条例（平成17年霧島市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項に次の1号を加える。

(10) 前各号に掲げる者のほか、防災上の観点から特に市長が必要と認め、任命する者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

防災会議の委員に、市長が防災上の観点から特に必要と認めた者を加えることを可能とすることにより、同会議の推進体制の強化を図るため、本条例の所要の改正をしようとするものである。